⑷　第１次試験合格者発表　平成23年10月６日（木）に、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

⑵　試験の実施日　平成23年10月14日（金）又は10月15日（土）のいずれか指定する日

⑶　試験地　次表に掲げる地域試験に対応する第２次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は沖縄事務所長が指定する都市

地域試験	第２次試験地
刑務Ａ北海道地域 刑務Ａ東北地域 刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ａ近畿地域 刑務Ａ中国地域 刑務Ａ四国地域 刑務Ａ九州地域 刑務Ａ沖縄地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、大田原市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市、京都市、堺市、明石市、奈良市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
刑務Ｂ北海道地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ｂ九州地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、高松市、鳥栖市、那覇市

9　最終合格者発表　平成23年11月15日（火）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか法務省各矯正管区、各刑務所、各医療刑務所、各少年刑務所、各拘置所並びに大島拘置支所及び那覇拘置支所において交付する。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１－17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15―15

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に必要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる地域試験は一つに限る。

なお、受験申込書の受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市	法務省札幌矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	法務省仙台矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市	法務省東京矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２－１
岐阜市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市	法務省名古屋矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
京都市、堺市、明石市、奈良市、和歌山市	法務省大阪矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１－67
鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	法務省広島矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
徳島市、高松市、東温市、高知市	法務省高松矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	法務省福岡矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市	沖縄刑務所	〒901―1514	南城市知念字具志堅330

⑶　申込受付期間　平成23年７月19日（火）から８月２日（火）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年８月２日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成 23 年度入国警備官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 23 年６月 15 日　　人事院事務総長　吉田　耕三

1　試験の名称　平成23年度入国警備官採用試験

2　対象官職　公安職俸給表㈠１級に属する職員の占める係員の官職のうち、入国警備官の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者には、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として公安職俸給表㈠１級３号俸の俸給月額（161,500円）が支給される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。